

令和2年4月14日受理した飯豊町職員措置請求について、地方自治法第242条第5項の規定により監査を行った結果を下記のとおり公表します。

飯豊町監査委員 二瓶秀一
同 遠藤芳昭

記

第1 監査の請求

1 請求人の氏名
(省 略)

2 請求書の提出日
令和2年4月7日

第2 請求の要旨

提出された請求の要旨は、次のとおりである。

(以下、原文のとおり)

1 請求の要旨

令和元年度飯豊町専門職大学整備費補助金交付要綱(①)第7条により概算払いされた1億4千万円(②)の返還請求と、令和元年度飯豊町一般会計補正予算(第12号)(③)により繰越明許費として補正された、当該補助金の2億1千万円の執行停止を勧告されるよう求める。

2 請求の理由

当該要綱第7条の4割を概算払いできるとした理由を担当者に尋ねると、「建設工事請負契約の際の4割前払いの例によった」とのことであるが、それは建設業法に規定されており、趣旨としては工事着工後の資材調達費用等にあてるため、着工が条件となっている。

それではと、補助金交付対象者である学校法人から提出された、概算払い請求書(④)に添付された学校法人と、校舎等の建築請負業者との契約の写(⑤)を見ると、着工は、2020年5月1日とこれからであり、建築確認すら下りていない。

このような状態で、「事業推進に支障をきたすため」という曖昧な請求理由のまま、概算払いを行うに足る出来高の確認もせずに支払ったことは全く不当である。

また、交付要綱第9条及び第10条によれば、この4月10日に精算し額を確定。単年度で完結しなければならないはず。何の繰越し理由もなく、2億1千万を繰越明許としたのは、不当どころか地方自治法の定め反する不正、違法行為

である。

更には、前述の契約の写しには、令和2年5月1日着工で、令和2年11月30日竣工とあり、文科省からの大学設置認可の可否も8月であり、開校に向けた募集も令和2年度ということであれば、補助交付要綱も元年度のものは廃止し、2年度の要綱にすべきではなかったのか。事務怠慢というより、国からの交付金をごまかしで元年度に受けようとする悪意すら感じる。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書（町議会に配布されたものの写）を添え、必要な措置を請求します。

3 事実を称する書面

- (1) 平成31年度（令和元年度）飯豊町専門職大学整備費補助金交付要綱（写し）①
- (2) 平成31年度（令和元年度）飯豊町専門職大学整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（写し）①
- (3) 飯豊町専門職大学整備費補助金概算払い会計伝票（写し）②
- (4) 飯豊町専門職短期大学整備費補助金概算払い会計伝票（写し）②
- (5) 令和元年度飯豊町一般会計補正予算（第12号）（写し）③
- (6) 飯豊町専門職大学整備費概算払い請求書（写し）④
- (7) 建築工事請負契約書（写し）⑤

第3 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を備えているものと認め、令和2年4月14日付けで受理した。

第4 監査の実施

1 監査の期間

令和2年4月14日から令和2年6月1日まで

2 監査の対象部署

商工観光課、企画課

3 監査の対象事項

措置請求書から本件請求の趣旨を次のように解し、監査対象事項とした。

(1) 建設業法による前払いの条件

前払いの4割の基準が「建設業法の例によった」とされているが、工事が着手されておらず、建築確認もおりていない。出来高も確認していない状態では、建設業法における前払いの条件とはあてはまらない。また、「事業推進に支障をきたすため」という曖昧な理由のまま、出来高の確認もせずに支払ったことは不当である。

(2) 繰越明許の理由がないとして地方自治法に違反するとする内容

平成 31 年度飯豊町専門職大学整備費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）では、単年度事業として令和 2 年 4 月 10 日までに額を確定しなければならない。何の繰越理由もなく、2 億 1 千万円を繰越明許としたのは地方自治法に反する違法行為である。

(3) 要綱は令和元年度を廃止し令和 2 年度にすべきであった。

大学建設工事の契約の写しには、令和 2 年 5 月 1 日着工、令和 2 年 11 月 30 日竣工とあるが、文科省の大学設置認可の可否が 8 月であり、開校にむけた学生募集も令和 2 年度となる。このため、要綱は令和元年度を廃止し、令和 2 年度にすべきではなかったのか。補助金を元年度で受けようとした悪意すら感じる。

4 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定により、令和 2 年 5 月 7 日に請求人に陳述の機会を与えた。なお、陳述書及び証拠の追加提出はなかった。

5 関係職員調査

令和 2 年 4 月 28 日に証拠書類の提出を受け、法第 199 条第 8 項の規定により、令和 2 年 5 月 7 日に関係職員から事情を聴取した。更に同年 5 月 7 日に弁明資料の提出を受けた。

第 5 監査の結果

1 事実関係の確認

関係職員への事情聴取及び提出された関係資料に基づいて得られた請求要旨に関する事実関係は次のとおりである。

(1) 概算払いを 4 割としたことに対する根拠及び、出来高の確認もせずに支払ったことの事務手続き

要綱によれば、第 7 条（補助金の交付）において、「補助金の交付は精算払いとするが、町長が認める場合、補助金交付決定額の 4 割を概算払いとすることができる。」との記載があった。また、関係職員への事情聴取においても「一般的な工事の前払いを参考にした」ということであった。

要綱においては、概算払いを学校法人が請求できる条件や町の支払い時期については格別定めておらず、建設工事等の進捗にあわせた請求に基づき、支払いの決定について町長が判断したと解することができる。また、本補助金概算払いは、建設業法による工事請負の前払い金ではないため、概算払いを 4 割以内と定めたことは不当であるとは言えない。

さらに請求では、建築確認も降りていない状態で、「事業推進に支障をきたすため」という曖昧な請求理由のまま、概算払いを行うに足る出来高の確認もせずに支払ったことに対して、不当であるとしている。このことについて、要綱第 7 条によると、「町長が認める場合、補助金の 4 割を概算払いすることができる。」としており、請

求人主張する「着工が要件」「建築確認済み」「出来高の確認」等については概算払いの要件とはなっていないと解される。

また、関係職員への事情聴取した結果、飯豊町とAとは、専門職大学の認可申請及びその開設にむけて、複数回会議をもっているとのことであり、同事業の推進に向けて、連携して取り組んできたとの説明があった。

本要綱によれば、工事の出来高のみを概算払いの要件としている訳ではなく、町側は、本事業の進捗状況については、十分に把握していたものと思慮されるため、概算払いの事務処理が不当であったとはいえない。

(2) 繰越明許の理由がないとして地方自治法に違反するとする内容

平成31年3月議会において可決した事業費（平成31年度新産業集積事業 専門職短期大学整備事業補助金）3億5千万円は単年度予算として計上されている。

町は平成31年4月1日に本事業の要綱（告示第20号）を定めているが、要綱第9条（実績報告書）において、法人は当該事業が完了した日もしくは、廃止の承認を受けた日から起算して1ヵ月を経過した日、または、交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、飯豊町専門職短期大学整備費補助金実績報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 事業報告書
- 収支決算書
- 契約書の写し
- 業者からの完成届及び検査調書
- 着工前及び完成写真
- 前各号のほか町長が必要と認める書類

と、定めている。

要綱第10条（額の確定）において、「町長は前条の報告を受けた場合においては、報告書等の審査及び現地調査等により、補助金の交付の決定の内容、及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、法人に通知するものとする。」と定めている。

よって、年度当初においては平成31年（令和元年度）内において事業が完了することとしていたものと解される。関係職員陳述及び提出された関係資料によると、以後の経過は以下のとおりである。

- ① 令和元年6月3日 Aより飯豊町へ
「飯豊町専門職短期大学整備費補助金交付申請書」提出（3億5千万円）
- ② 令和元年6月8日 飯豊町
「飯豊町専門職短期大学整備費補助金交付決定」（3億5千万円）
- ③ 令和元年8月9日 Aより飯豊町へ

「飯豊町専門職短期大学整備費補助金概算払い請求」（1千万円）

- ④ 令和元年9月6日 飯豊町
「飯豊町専門職短期大学整備費補助金概算払い」（1千万円）
- ⑤ 令和元年9月13日 Aより飯豊町へ「変更承認申請」
「専門職短期大学」をとりやめ「専門職大学」としたい。
- ⑥ 令和元年9月13日 飯豊町（告示第75号）
「飯豊町専門職短期大学整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱」
内容：令和元年10月1日より「専門職短期大学整備費補助金」を「専門職大
学整備費補助金」に改める。
- ⑦ 令和元年10月23日 Aが文科省へ
「モビリティシステム専門職大学認可申請書」提出
- ⑧ 令和元年10月23日 Aより飯豊町へ
「事業期間 変更（延長）報告」
内容：予定期間内で事業完了見込みがないための報告
理由：文科省との事前相談において、当初2年間で「電池・動力・材料・情報」
の基礎知識と「モビリティシステムの基礎・座学・演習・卒業研究」を
行うとしていたが、教員に負担が掛かるため、4年生大学への方針転換
と定員見直し（1学年定員80名→40名と3年からの編入19名）
- ⑨ 令和元年10月25日 飯豊町「事業期間 変更（延長）承認」
「事業期間の変更に係る報告を承認」
- ⑩ 令和元年12月8日 AとB
専門職大学建設工事請負契約
工事名 モビリティシステム専門職大学新築工事
場 所 飯豊町大字萩生1725番1
工 期 令和2年5月1日から令和2年11月30日まで
請負額 598,359,800円（内消費税 54,381,800円）

支払い方法

□令和元年度

契約時金	令和元年12月8日	5,000,000円
収入印紙	令和元年12月5日	160,000円
契約残金	令和2年3月31日	134,840,000円
計		140,000,000円

□令和2年度

上棟時金	令和2年7月10日	135,900,000円
竣工時金	令和2年11月30日	268,078,000円
消費税金	令和2年11月30日	54,381,800円
	計	458,359,800円
	合計	598,359,800円

関係職員への事情聴取、並びに関係書類等調査の結果、AよりBに対し、令和2年3月31日に1億4千万円の支払いを確認している。

- ⑪ 令和元年12月10日 Aより飯豊町へ
「飯豊町専門職大学整備費補助金概算払い請求」（1億3千万円）
- ⑫ 令和2年1月8日 飯豊町よりAへ
「飯豊町専門職大学整備費補助金概算払い」（1億3千万円）
- ⑬ 令和2年3月6日 飯豊町議会3月定例会において
飯豊町議会では、令和元年度補正予算審査において、町より提案のあった「新産業集積事業（専門職大学整備）」の事業費2億1千万円の繰越明許」を承認している。
- ⑭ 令和2年3月30日 飯豊町（告示第14号）
「飯豊町専門職大学整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱」
内容：第11条に「繰越承認申請」を加えた。
(繰越承認申請)
第11条 法人は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、繰越承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
2 町長は、前項の繰越承認申請書を審査し、相当と認めるときは、繰越承認通知書（様式第8号）により法人に通知するものとする。
3 前項の繰越承認通知書による通知を受けた場合は、第9条に定める飯豊町専門職大学整備費補助金実績報告書の提出は要しないものとする。ただし、法人は町長に対し令和元年度における実施状況の報告を行うものとする。
- ⑮ 令和2年3月30日 Aより飯豊町へ
「飯豊町専門職大学整備費補助金事業繰越承認申請書」を提出
- ⑯ 令和2年3月31日 飯豊町よりAへ
「飯豊町専門職大学整備費補助金事業繰越承認通知書」
- ⑰ 令和2年4月10日 Aより飯豊町へ

「飯豊町専門職大学整備費補助金に係る状況報告」

以上のとおり、平成 31 年度単年度事業を、令和 2 年度までの 2 か年事業とした経過及び一連の手続き、並びに、令和 2 年 3 月 6 日に、平成 31 年度新産業集積事業（専門職大学整備）」の事業費 2 億 1 千万円の繰越明許について議会承認を得ている。

また、同年 3 月 30 日に補助金交付要綱を変更し、同日 A より繰越承認申請が提出され、同年 3 月 31 日に繰越承認の手続きが行われているため、繰越手続きが地方自治法に違反しているとはいえない。

(3) 補助要綱は令和元年度を廃止し令和 2 年度にすべきではなかったか。

本事業は、当初平成 31 年度における単年度事業として予算化されていたが、関係職員への事情聴取、及び提出された関係資料から得られた内容を見る限り、令和 3 年 4 月に開校したいとする、文科省への専門職大学の認可申請は、令和元年 10 月に行っている。

大学設置認可の可否決定は、令和 2 年 8 月であることから、建設事業工程等を想定した場合、年度当初から、令和元年度内での（短期）大学建設工事の完了は、不可能であることが容易に想像できたはずである。

請求人の請求理由にあるとおり、専門職大学「認可決定可否の時期」建設事業における「工事の期間」については、全て令和 2 年度となっている。

しかしながら、A は、令和元年度においては、専門職短期大学からモビリティシステム専門職大学への変更に伴う建設計画の変更、設計業務、工事の発注業務、契約業務等を行い、令和 2 年 3 月 31 日までに 1 億 4 千万円を支出しており、町は令和元年度に行った A の同業務を、建設事業の一環であると判断したものと解される。

すでに、モビリティシステム専門職大学の建設請負契約がなされ、要綱に基づき年度内に概算払いしている。繰越明許後に、要綱改正を行っており、本要綱は廃止すべきものではない。

また、関係職員から事情を聴取した際、請求理由にある「補助金についても元年度に受けようとした悪意すら感じる」との請求内容についても、その手続きと流れについて調査した。

本事業の財源とした「地方創生推進交付金の手続きと流れに関する書類」の提出を求めた結果、その内容については、

- 事業項目は「地方創生推進交付金（地域未来投資促進法枠）専門職短大施設整備費補助金」、事業費 3 億 5 千万円である。
- 国（内閣府）からは、「令和元年度の補正予算であり、予算の繰越は出来ないため、令和元年度における単年度精算の事務手続きが必要である」との指導があった。
- このため、残事業については、令和 2 年度に新たに申請手続きが必要となる。とのことであった。

2 判断

令和元年度飯豊町専門職大学整備費補助金交付要綱第7条により概算払いされた1億4千万円の返還請求については、同補助金は認可の可否に関係なく、Aのモビリティシステム専門職大学の建設事業に対して支援する目的であるため、「認可が出る前に補助金を出してはならない」とするものではない。

また、本補助金は建設業法による工事請負の前払い金ではないため、建設業法における前払いの根拠は問われないと解するため、概算払いを4割以内と定めたことは不当であるとは認められない。

さらに、出来高の確認もせずに概算払いを支払ったことに対して不当であるとしていることについては、要綱では、工事の出来高を概算払いの要件としている訳ではなく、町側は本事業の進捗状況については、十分に把握していたものと思われるため、概算払いの事務処理が不当であったとはいえない。

令和元年度飯豊町一般会計補正予算（第12号）により繰越明許費として補正された当該補助金の2億1千万円の執行停止を勧告されるよう求める働きかけについては、事業費2億1千万円の繰越明許の議会承認を得て、同年3月30日に補助金交付要綱を変更し、同日繰越承認申請が提出され、同年3月31日に繰越承認の手続きが行われているため、繰越手続きが地方自治法に違反しているとはいえない。

3 結論

以上のことから、令和元年度飯豊町専門職大学整備費補助金に関して必要な措置を求める監査請求について、次のとおり決定する。

- (1) 交付要綱第7条により概算払いされた1億4千万円の返還請求については、これを棄却する。
- (2) 令和元年度飯豊町一般会計補正予算（第12号）により繰越明許費として補正された当該補助金の2億1千万円の執行停止を勧告されるよう求める働きかけについては、これを棄却する。